

**大西洋まぐろ類保存国際委員会（I C C A T）**  
**International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas**

1966年5月14日 日本署名  
 1967年8月24日 日本批准  
 1969年3月21日 発効  
 事務局：マドリッド(スペイン)

- 1 目的：  
条約水域（大西洋全水域）におけるまぐろ、かつお、かじき類の資源管理
- 2 設立条約：  
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約  
(International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas)
- 3 概要：
  - (1) 締約国：51ヶ国・地域
  - (2) 対象水域：大西洋全水域（含む地中海）
  - (3) 対象魚種：まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）

4 主な規制・保存管理措置

(1) 大西洋クロマグロ

○東資源の総漁獲可能量（T A C）（主要国） 単位：トン

	2015年	2016年	2017年
T A C	16,142	19,296	23,155
うち日本	1,345.44	1,608.21	1,930.88
EU	9,372.92	11,203.54	13,451.36
モロッコ	1,500.01	1,792.98	2,152.71
チュニジア	1,247.97	1,491.71	1,791.00

- ※ ただし、科学委員会からの勧告を踏まえて、毎年のT A Cは再検討の可能性あり。
- ※ 科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合、漁業を全面停止。
- ※ 各国の漁獲枠には移譲分を含まず。

○西資源の総漁獲可能量（T A C）（主要国） 単位：トン

	2015年	2016年
T A C	2,000	2,000
うち日本	345.74	345.74
米国	1,058.79	1,058.79
カナダ	437.47	437.47
メキシコ	108.98	108.98

- ※ 科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合、漁業を全面停止。
- ※ 各国の漁獲枠には移譲分を含まず。

(2) ビンナガ

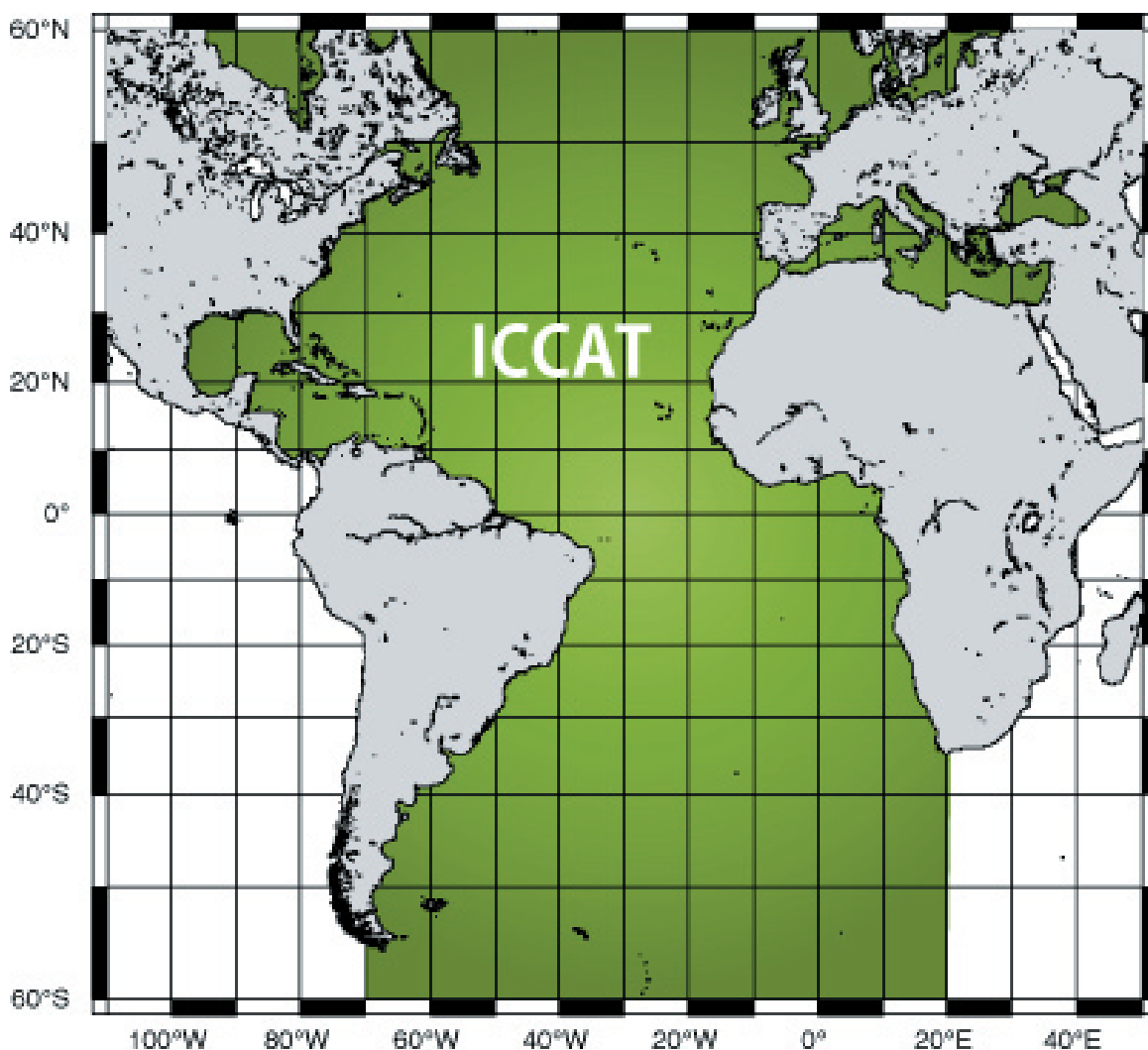
○南ビンナガ総漁獲可能量 (T A C) (主要国) 単位：トン

2014年～2016年	
T A C	24,000
うち日本	1,355
台湾	9,400
南アフリカ	4,400
ナミビア	3,600

○北ビンナガ総漁獲可能量 (T A C) (主要国) 単位：トン

2014年～2016年	
T A C	28,000
うちEU	21,551.3
台湾	3,271.7

※ 日本は、大西洋全域におけるはえ縄によるメバチ総漁獲量の4%以内に制限するよう努力。



【 I C C A T 条約水域図】